

CASBEE 評価認証事業業務規程		頁 No. 1 / 8
		BTRI - M301 - 05
平成20年 7月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規程は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が、財団法人建築環境・省エネルギー機構（以下「機構」という。）の定めたCASBEE評価認証機関認定制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する認証機関として評価認証の業務を行うにあたり、要綱第14条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) CASBEE

建築環境総合性能評価システムのことをいう。

(2) 評価認証

CASBEEによる評価が適切に行われていることを認証することをいう。

(3) 認証業務

評価認証の求めに応じて、第6条に掲げる添付図書を審査し、要綱第16条の「CASBEE建築評価認証書」（以下「認証書」という。）又は「評価認証できない旨の通知書」（以下「通知書」という。）を申請者に交付する業務をいう。

(4) 選任評価員

認証業務に従事させるため、要綱第2条第3号に定める評価員の中から財団が選任した者をいう。

(認証業務を行う時間及び休日)

第3条 認証業務を行う時間は、休日を除き、午前9時15分から午後5時45分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 前2項の規定は、緊急を要する場合又は事前に財団と申請者との間において認証業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これによらないことができる。

(認証業務を行う事務所の所在地)

第4条 認証業務を行う事務所の所在地は、東京都千代田区神田錦町一丁目9番地とする。

CASBEE 評価認証事業業務規程		頁 No. 2 / 8
		BTRI - M301 - 05
平成20年 7月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

(認証業務の対象)

第5条 業務区域は、日本全域とする。

2 対象建築物は、延べ面積が原則として300㎡以上の建築物（戸建住宅を除く。）とする。

3 使用する評価ツールは、CASBEE -新築、CASBEE -新築（簡易版）、CASBEE -既存及びCASBEE -改修とする。

第2章 認証業務の実施方法

(認証申請)

第6条 申請者は、下表に掲げる図書を財団に提出して、評価認証を申請する。

提出図書	部数
CASBEE建築評価認証申請書（以下「申請書」という。様式1）	1
委任状（代理人が申請手続きをする場合に限る。以下同じ）	1
添付図書	正本1部 及び 副本1部
（1）申請書の写し	
（2）委任状の写し	
（3）CASBEE評価シート等 メインシート 環境設計の配慮事項 採点シート LCCO ₂ 計算シート スコアシート 評価結果表示シート	
（4）対象建築物の設計図書等	
（5）評価項目毎に評価の根拠を説明した資料	
（6）上記（3）の電子データ	1

(評価認証申請の引受)

第7条 財団は、申請書、委任状及び添付図書が提出された場合において、その内容が次の各号に該当するときは、当該申請を引き受けるものとし、引受日を記載した引受承諾印を申請書に押印して、その写しを申請者に交付する。

- （1）第5条に定める認証業務の対象であること。
- （2）申請書及び委任状の記載事項に漏れがないこと。
- （3）添付図書に不足がないこと。
- （4）提出された図書に明らかな瑕疵がないこと。

CASBEE 評価認証事業業務規程		頁 No. 3 / 8
		BTRI - M301 - 05
平成20年 7月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

(審査及び評価認証等)

第8条 選任評価員は、添付図書においてCASBEEによる評価が適切に行われているかを審査する。選任評価員は申請者に対し、必要に応じて添付図書に関する説明及び現地調査の受け入れを求めることができ、申請者はこれに応じるものとする。

2 財団は、下表に掲げる「審査結果等」に応じ、下表に掲げる「評価認証等」を行う。ただし、認証業務に係る契約が解除された場合は、この限りでない。

審査結果等	評価認証等
(1) 選任評価員が、CASBEEによる評価が適切に行われていると認めた場合(ただし、(4)に掲げる場合を除く)	次に掲げる図書を申請者に交付し、評価認証する。 ・ 認証書(様式2) ・ CASBEE評価内容(要綱別記2) ・ CASBEE認証マーク(要綱別記3) ・ 副本
(2) 選任評価員が、CASBEEによる評価が適切に行われていないと認めた場合 (3) 添付図書に記載された情報の不足、申請者からの説明の不足、現地調査の受け入れ拒否等により、選任評価員が、CASBEEによる評価を行うに足る情報を業務期日までに得ることが困難であると認めた場合 (4) 財団が、対象建築物の設計が建築基準法その他の法令に違反することが明らかであると認めた場合	次に掲げる図書を申請者に交付する。 ・ 通知書(様式3) ・ 副本

3 CASBEEによる評価が適切に行われていることの財団による認証は、認証書に記載された有効期限まで有効とする。ただし、第15条の規定に基づき評価認証の取り消しがあった場合は、その日まで有効とする。

(添付図書の変更)

第9条 申請者は、前条第1項の審査の過程において、添付図書のうちCASBEEによる評価に関わる部分を補正し、又は追加することができる。

2 申請者は、前条第1項の審査の過程において、添付図書のうち建築物等の設計に関わる部分の変更を、財団が当該設計変更の内容が軽微であると認めた場合に限り、行うことができる。

C A S B E E 評価認証事業業務規程		頁 No. 4 / 8
		BTRI - M 3 0 1 - 0 5
平成 2 0 年 7 月 1 日制定	平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日改訂	平成 2 3 年 1 1 月 7 日施行

(業務期日)

第 1 0 条 財団は、第 7 条の引受け承諾印に付された日から 6 か月を経過する日（次項から第 4 項までの規定により延期された場合はその日。以下「業務期日」という。）までに、認証業務を完了するものとする。

2 財団は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力によって業務期日までに認証業務を完了できない場合、その旨及びその理由を書面により申請者に通知して、当該業務期日を延期することができる。

3 財団は、前項に掲げる不可抗力以外の理由により業務期日の延期が必要な場合、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に提出して業務期日の延期を申し出ることができる。その理由が正当であると申請者が認めた場合、当該業務期日は延期される。

4 申請者は、業務期日延期申出書（様式 4）を財団に提出して業務期日の延期を申し出ることができる。その理由が正当であると財団が認めた場合、当該業務期日は延期される。

5 前 3 項の規程に基づく業務期日の延期は、延期された業務期日に関しても行うことができる。

(評価認証申請の取下げ)

第 1 1 条 申請者は、認証書又は通知書の交付前に、財団に「評価認証申請の取下届」（様式 5）を提出して、評価認証申請を取り下げることができる。

2 財団は、前項の「評価認証申請の取下届」を受領したときは、認証業務を中止し、添付図書を申請者に返却するものとする。

(評価認証結果等の公表)

第 1 2 条 財団は、認証書を交付した場合、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 評価認証番号
- (2) 評価認証日
- (3) 有効期限
- (4) 建物名称
- (5) 申請者（敬称略）
- (6) 建物用途・規模
- (7) 評価ツール及び評価段階
- (8) 竣工日又は竣工予定日

2 前項に定めるもののほか、申請者が財団に対して「評価認証結果の公表に係る承諾書」（様式 6）を提出し、次の各号に掲げる事項の公表に関して承諾した場合、財団は、当該事項を公表するものとする。

- (1) 建設地（市区町村まで）

CASBEE 評価認証事業業務規程		頁 No. 5 / 8
		BTRI - M301 - 05
平成20年 7月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

- (2) 設計者名
- (3) 施工者名
- (4) 評価ランク
- (5) 項目別評価結果及び環境性能効率
- (6) CASBEE評価結果表示シート

(表示)

第13条 認証書を受けた者は、対象建築物にその旨を表示することができる。

(報告、調査等)

第14条 財団は、評価認証を行った対象建築物に関し必要があると認める場合、認証書を受けた者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は認証書を受けた者の承諾を得て現地調査を行うことができるものとする。

(評価認証の取消し)

第15条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合、評価認証を取消することができる。

- (1) 認証書を受けた者が評価認証の取消しを申し出た場合
- (2) 偽りその他の不正の手段により認証書を受けたことが判明した場合
- (3) 計画変更、増改築等によって、添付図書に記載された対象建築物の状況と実況が異なるに至り、CASBEE評価内容に影響を及ぼしている場合
- (4) 認証書を受けた者が、正当な理由がなく、前条の報告、調査等の求めを拒否した場合
- (5) 認証書を受けた者が、対象建築物と異なる建築物を評価認証を受けた建築物と偽り、又は誤解させるような行為を行うなど、不誠実な行為をした場合

2 財団は、評価認証を取消したときは、認証書を受けた者に対し、その旨及びその理由を記載した書面により通知するとともに、速やかに公表するものとする。

(認証書の再交付)

第16条 認証書を受けた者は、財団にCASBEE建築評価認証書再交付申請書(様式7)を提出して、認証書、CASBEE評価内容及びCASBEE認証マークの再交付を依頼することができる。財団は、正当な理由があると認める場合、認証書及びCASBEE評価内容の再交付を行う。

第3章 手数料

CASBEE 評価認証事業業務規程		頁 No. 6 / 8
		BTRI - M301 - 05
平成20年 7月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

(手数料の請求及び納入)

第17条 財団が別に定めるCASBEE評価認証事業業務手数料規程に基づき、財団は申請者に手数料を請求し、申請者は財団に手数料を納入するものとする。

(手数料の返還)

第18条 財団が収納した手数料は、返還しないものとする。ただし、財団の責に帰すべき事由により審査が実施できなかった場合は、この限りでない。

第4章 実施体制

(選任評価員の選任及び解任)

第19条 財団は、認証業務に従事させるため、選任評価員を2名以上選任する。

2 財団は、選任評価員が異動等により認証業務に従事しないこととなった場合は、速やかにその者を解任する。

(実施体制)

第20条 財団は、選任評価員を2名以上配置し、認証業務を実施する。

2 評価認証業務に従事する選任評価員及び財団の役職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

3 選任評価員及び財団の役職員は、自己が関係する個人、企業、団体等の申請に係る認証業務に従事しない。

(認証審査委員会)

第21条 財団は、CASBEE認証審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要に応じ、認証業務に関して意見を聴く。

2 委員会は、非公開とする。

3 財団は、添付図書の全部又は一部の写しを作成し、委員会の委員の供覧に付することができる。

第5章 雑則

(秘密保持義務)

第22条 財団の役職員、選任評価員、委員会の委員並びにこれらの者であった者は、認証業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 財団は、次に掲げるものを除き、申請者から提出された資料その他評価認証に関する資料を公表しないものとする。

C A S B E E 評価認証事業業務規程		頁 No. 7 / 8
		BTRI - M 3 0 1 - 0 5
平成 2 0 年 7 月 1 日制定	平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日改訂	平成 2 3 年 1 1 月 7 日施行

- (1) 第 1 2 条に基づいて公表する事項
- (2) 対象建築物が特定されない方法で統計処理したもの
- (3) 別途、申請者の同意を得た事項

(帳簿の備え付け)

第 2 3 条 財団は、次の事項を記載した帳簿を電子データで保管するものとする。

- (1) 評価認証申請を引き受けた年月日
- (2) 評価認証を行った年月日又は認証できない旨の通知を行った年月日
- (3) 認証書に記載した事項
- (4) 認証業務を行った選任評価員の氏名
- (5) 認証業務の手数料の額
- (6) その他必要な事項

(保存を要する文書及び保存期間)

第 2 4 条 財団は、下表の文書を下表に掲げる期間、保存するものとする。

保存を要する文書	保存期間
(1) 認証業務に係る帳簿の電子データ	財団が認証業務を廃止するまで
(2) 申請書、委任状及び添付図書	認証書又は評価認証できない旨の通知書の 交付後 1 0 年
(3) 認証書及びCASBEE評価内容の写し	認証書の交付後 1 0 年
(4) 評価認証できない旨の通知書	評価認証できない旨の通知書の交付後 1 0 年

(附 則)

この規程は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 2 3 年 1 1 月 7 日から施行する。

CASBEE 評価認証事業業務規程		頁 No. 8 / 8
		BTRI - M301 - 05
平成20年 7月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

- 様式1 CASBEE建築評価認証申請書
- 様式2 CASBEE建築評価認証書
- 様式3 評価認証できない旨の通知書
- 様式4 業務期日延期申出書
- 様式5 評価認証申請の取下届
- 様式6 評価認証結果の公表に係る承諾書
- 様式7 CASBEE 建築評価認証書再交付申請書

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁 様

申請者 (会社名)
(代表者名)
(所在地)

印

C A S B E E 建築評価認証申請書

一般財団法人日本建築センターCASBEE評価認証事業業務規程に基づく評価認証を、下記の通り申請します。申請にあたっては、一般財団法人日本建築センターCASBEE評価認証事業業務規程及び同約款を遵守します。また、この申請書及び添付函書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請区分	新規 再認証 (BCJ - CAS -)	
2 建物名称・建設地	名称:	
	建設地:	
3 設計者・施工者	設計者:	
	施工者:	
4 建物用途・規模	非住宅系用途: 事務所、学校、物販店、飲食店、集会所、工場 住宅系用途: 病院、ホテル、集合住宅(共同住宅)	
	延べ面積: m ² 地上 階 地下 階	
5 竣工日又は竣工予定日	年 月 日 (竣工予定、竣工)	
6 CASBEE評価ツール 評価段階 原則として申請時点の 最新版とする	CASBEE-新築(年版)	基本設計段階 実施設計段階 竣工段階 CASBEE-新築の場合のみ記入
	CASBEE-新築(簡易版) (年版)	
	CASBEE-既存(年版)	
	CASBEE-改修(年版)	
7 CASBEE評価書作成者 (CASBEE建築評価員)	登録番号: -	氏名:
8 担当者連絡先	会社名:	
	所属部署:	
	氏名:	役職:
	TEL:	FAX:
	E-mail:	
	所在地: 〒	
9 認証手数料請求先 「8 担当者連絡先」と異なる 場合のみ記入	会社名・担当部署:	
	氏名:	役職:
	請求書送付先: 〒	
10 当財団への確認申請	無 有	

承諾印及び承諾日*	引受番号(受付番号)*	認証手数料*
注) の部分、または☐により項目を選択してください。 *印のある欄は記入しないでください。 申請者が複数の場合は上位から記入し、「記」以降を次頁に印刷してください。 本申請書に記載された個人情報(担当者連絡先、認証手数料請求先に記載された内容)については、本申請に係る業務以外には使用いたしません。		

認証番号 BCJ - CAS0000 -



The
Building
Center
of
Japan

CASBEE 建築評価認証書

一般財団法人日本建築センターCASBEE評価認証事業業
務規程第8条に基づき評価した結果 CASBEEによる
建築環境の総合性能評価が的確であると認証する

評 価 ランク

建物名称 :
申請者 :
建設地 :
評価段階 :
評価ツール :
有効期限 :

年 月 日



一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

理 事 長 松 野 仁

様

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁

評価認証できない旨の通知書

一般財団法人日本建築センターCASBEE評価認証事業業務規程第8条に基づき、下記の申請について、CASBEE評価を認証できない旨を通知致します。

記

1 申請年月日	年 月 日
2 受付番号	-
3 建物名称	
4 認証できない理由	

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁 様

申請者 (会社名)
(代表者名)
(所在地)

印

業務期日延期申出書

下記について、一般財団法人日本建築センターCASBEE 評価認証事業業務規定第 10 条第 4 項の規定に基づき CASBEE 建築評価認証の業務期日の延期を申し出ます。

記

受付番号		
建物名称		
引受け日	年	月 日
現行の業務期日	年	月 日
変更後の業務期日	年	月 日
理由		
担当者	会社名 所属 氏名 住所 TEL / FAX E-mail	〒 /

承諾印及び承諾日*

注) *印欄には記入しないでください。

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁 様

申請者 (会社名)
(代表者名)
(所在地)

印

評価認証申請の取下届

下記の申請を都合により取下げたく、一般財団法人日本建築センターCASBEE評価認証事業業務規程第11条に基づきCASBEE建築評価認証取下届を提出します。

記

1 申請年月日	年 月 日
2 受付番号	-
3 建物名称	
4 取下げの理由	

承諾印及び承諾日*

注) *印欄には記入しないでください。

年 月 日

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁 様

申請者 (会社名)
(代表者名)
(所在地)

印

評価認証結果の公表に係る承諾書

一般財団法人日本建築センターCASBEE評価認証事業業務規程第12条に基づき、認証結果等の公表について、下記の通り承諾いたします。

記

建物概要

建物名称	
建設地	
申請年月日	
受付No.	

認証結果等の公表を承諾する項目は以下の通りです。

項目	公表・非公表の別
1 建設地(市区町村まで)*	公表 / 非公表
2 設計者*	公表 / 非公表
3 施工者*	公表 / 非公表
4 評価ランク*	公表 / 非公表
5 項目別評価結果:(Q1、Q2、Q3、LR1、LR2、LR3) 環境性能効率:(BEE)	公表 / 非公表
6 CASBEE評価結果表示シート	公表 / 非公表

注)

の部分は、またはレにより選択して下さい。

*印の項目は、財団法人建築環境・省エネルギー機構のホームページにおいても公表されます。

評価認証番号、評価認証日、有効期限、建物名称、申請者、建物用途・規模、評価ツール・評価段階及び竣工(予定)日については、必須公表事項のため本表では割愛しています。

年 月 日

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁 様

申請者（会社名）
（代表者名）
（所在地）

印

CASBEE 建築評価認証書再交付申請書

一般財団法人日本建築センターCASBEE評価認証事業業務規程第16条に基づきCASBEE建築評価認証書の再交付の申請を致します。この申請書の記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 認証番号・交付年月日	認証番号： BCJ - CAS -	
	交付年月日：	
2 建物名称・建設地	名称：	
	建設地：	
3 担当者連絡先	会社名：	
	所属部署：	
	氏名：	役職：
	TEL：	FAX：
	E-mail：	
	所在地：〒	
4 備考 (再交付の理由)	汚損 き損 破損 紛失 その他	

承諾印及び承諾日*

注)

の部分、またはレにより項目を選択してください。

* 印欄には記入しないでください。